

§ 2 調査結果の概要

1 平均賃金

(1) 平均賃金の規模別比較

平成19年7月1か月間の県内常用従業員の平均賃金は、338,189円となっている。

これを規模別にみると、中小企業で281,271円(平均年齢41.1歳、平均勤続年数10.9年)、大企業で355,230円(平均年齢39.7歳、平均勤続年数14.8年)となっている。

平均賃金の内訳をみると、中小企業では基準内賃金が252,501円、基準外賃金が28,770円で、大企業では基準内賃金が306,177円、基準外賃金が49,053円となっている。基準外賃金は、中小企業で平均賃金の10.2%を占め、大企業で13.8%を占めている。【第1表】【第2表】

【第1表 規模別平均賃金】

区分	規模	勤続年数 (年)	平均年齢 (歳)	平均賃金		総額 (円)
				基準内賃金 (円)	基準外賃金 (円)	
全産業	中小企業	10.9	41.1	252,501	28,770	281,271
	大企業	14.8	39.7	306,177	49,053	355,230
	規模計	13.9	40.0	293,810	44,379	338,189

【第2表 平均賃金に占める基準外賃金の割合】

区分	全 産 業	建 設 業	製 造 業	電 気 ・ ガ ス 業	情 報 通 信 業	運 輸 業	卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	医 療 ・ 福 祉	教 育 ・ 学 習 支 援 業	サ ー ビ ス 業
中小企業	10.2	9.5	13.7	10.7	10.1	18.1	5.3	5.7	8.4	5.6	5.5	8.1
大企業	13.8	8.6	17.4	4.6	8.4	17.2	9.7	8.7	11.9	7.0	4.6	11.4
規模計	13.1	8.9	17.0	7.2	8.5	17.4	7.3	8.1	11.2	6.5	4.6	9.5

(2) 平均賃金の産業別比較

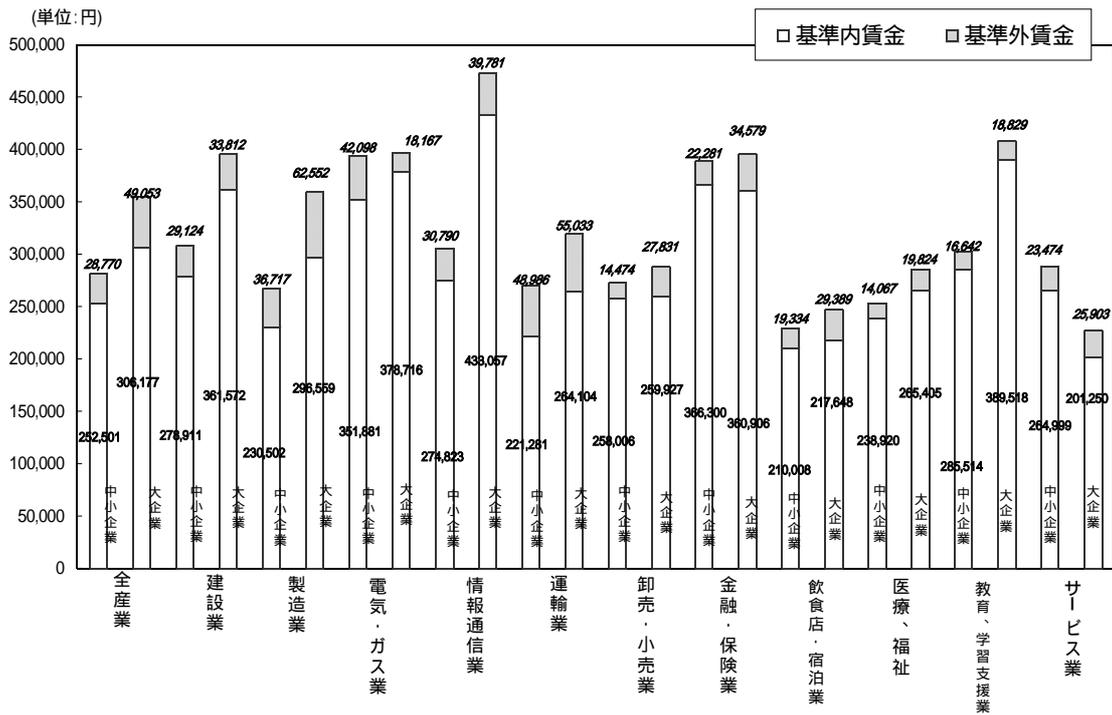
基準内平均賃金を産業別に金額の高い順にみると、中小企業では「金融・保険業」366,300円、「電気・ガス業」351,881円、「教育、学習支援業」285,514円の順となっており、大企業では「情報通信業」433,057円、「教育、学習支援業」389,518円、「電気・ガス業」378,716円の順となっている。【第3表】【第1図】

平均賃金に占める基準外賃金の割合は、中小企業では「運輸業」18.1%、「製造業」13.7%の順となっており、大企業では「製造業」17.4%、「運輸業」17.2%の順となっている。【第2表】

【第3表 産業、規模別平均賃金】

区分	規模	勤続年数 (年)	平均年齢 (歳)	平均賃金		総額 (円)
				基準内賃金 (円)	基準外賃金 (円)	
建設業	中小企業	12.5	43.2	278,911	29,124	308,035
	大企業	16.2	42.1	361,572	33,812	395,384
	規模計	14.7	42.5	328,188	31,919	360,107
製造業	中小企業	11.1	40.4	230,502	36,717	267,218
	大企業	15.4	38.7	296,559	62,552	359,112
	規模計	14.8	39.0	286,742	58,712	345,454
電気・ ガス業	中小企業	19.3	41.5	351,881	42,098	393,979
	大企業	15.4	39.2	378,716	18,167	396,884
	規模計	17.1	40.2	367,196	28,441	395,637
情報通信業	中小企業	10.7	36.8	274,823	30,790	305,613
	大企業	23.4	45.0	433,057	39,781	472,838
	規模計	22.0	44.1	415,177	38,765	453,942
運輸業	中小企業	12.8	46.0	221,281	48,986	270,267
	大企業	14.7	43.4	264,104	55,033	319,137
	規模計	14.4	43.9	256,326	53,935	310,260
卸売・ 小売業	中小企業	10.7	40.2	258,006	14,474	272,479
	大企業	11.1	35.0	259,927	27,831	287,758
	規模計	10.9	37.9	258,866	20,456	279,323
金融・ 保険業	中小企業	17.6	41.7	366,300	22,281	388,581
	大企業	12.1	39.1	360,906	34,579	395,485
	規模計	13.3	39.7	362,050	31,972	394,022
飲食店 宿泊業	中小企業	7.1	35.6	210,008	19,334	229,343
	大企業	7.2	32.7	217,648	29,389	247,037
	規模計	7.2	33.3	215,978	27,191	243,169
医療、福祉	中小企業	7.9	39.7	238,920	14,067	252,987
	大企業	6.9	34.2	265,405	19,824	285,229
	規模計	7.3	36.3	255,406	17,651	273,057
教育、 学習支援業	中小企業	8.9	36.4	285,514	16,642	302,156
	大企業	12.7	40.4	389,518	18,829	408,347
	規模計	12.5	40.2	383,852	18,710	402,562
サービス業	中小企業	9.2	41.1	264,999	23,474	288,473
	大企業	8.5	36.4	201,250	25,903	227,153
	規模計	8.9	38.9	234,991	24,617	259,608

【第1図 産業、規模別平均賃金】



2 労働時間

(1) 総実労働時間

平成19年7月1か月間の県内常用従業員の平均総実労働時間は、179.0時間となっている。規模別にみると、中小企業では180.6時間、大企業では178.5時間となっている。

さらに産業別にみると、中小企業では労働時間の長い順に「運輸業」203.4時間、「建設業」187.2時間、「製造業」184.5時間となっており、大企業では労働時間の長い順に「運輸業」194.1時間、「飲食店・宿泊業」191.9時間、「卸売・小売業」186.0時間となっている。【第2図】

(2) 所定内実労働時間

所定内実労働時間は160.7時間となっている。規模別にみると、中小企業では164.1時間、大企業では159.7時間となっている。

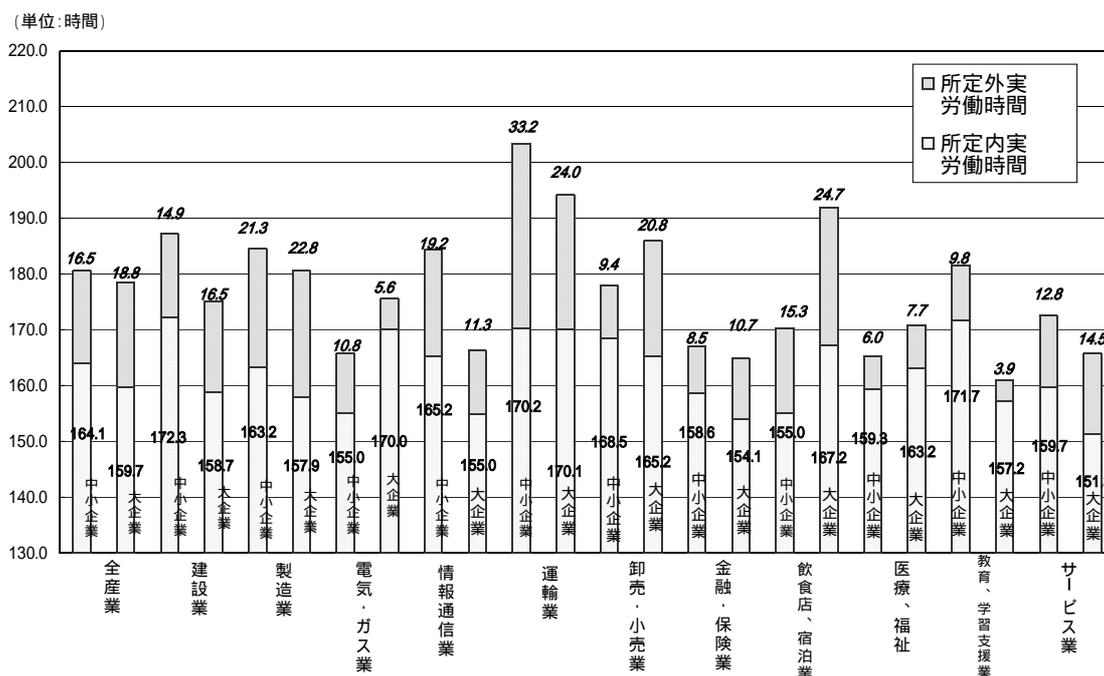
さらに産業別にみると、中小企業では「建設業」172.3時間が最も長く、逆に「電気・ガス業」、「飲食店、宿泊業」が155.0時間で最も短くなっている。大企業では「運輸業」170.1時間が最も長く、逆に「サービス業」が151.3時間で最も短くなっている。【第2図】

(3) 所定外実労働時間

所定外実労働時間は、18.3時間となっている。規模別にみると、中小企業では16.5時間、大企業では18.8時間となっており、中小企業のほうが2.3時間長くなっている。

さらに産業別にみると、中小企業では「運輸業」33.2時間が最も長く、逆に「医療、福祉」が6.0時間で最も短くなっている。大企業では「飲食店、宿泊業」24.7時間が最も長く、逆に「教育、学習支援業」が3.9時間で最も短くなっている。【第2図】

【第2図 産業、規模別総実労働時間】



3 諸手当

(1) 諸手当を支給している事業所の割合

支給割合を各種手当別に高い順にみると、「通勤手当」94.4%、「役付手当」76.5%、「家族手当」64.6%、「住宅手当」46.5%、「精皆勤手当」29.4%の順となっている。【第4表】【第3図】

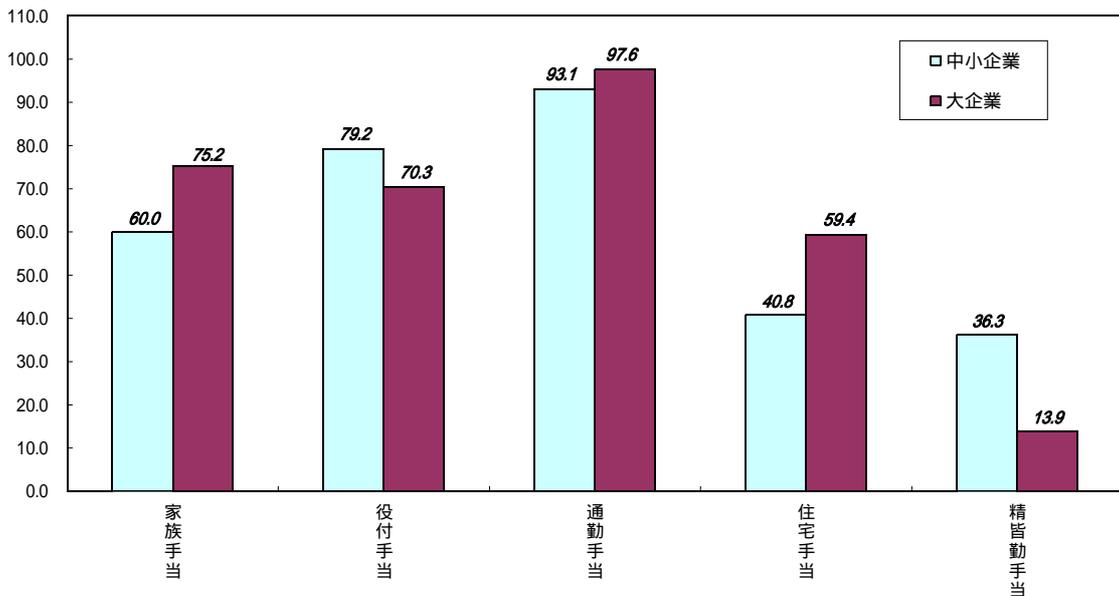
【第4表 諸手当の支給割合】

(単位:%)

区分	規模	家族手当	役付手当	通勤手当	住宅手当	精皆勤手当
全産業	中小企業	60.0	79.2	93.1	40.8	36.3
	大企業	75.2	70.3	97.6	59.4	13.9
	規模計	64.6	76.5	94.4	46.5	29.4

【第3図 諸手当別支給割合】

(単位:%)



(2) 家族手当

家族手当を支給している事業所の割合は、中小企業で60.0%、大企業で75.2%となっている。【第4表】

また、平均支給額は、中小企業より大企業のほうが高くなっている。【第5表】

【第5表 家族手当の平均支給額】

(単位:円)

区分	規模	配偶者 (1人目)	第1子 (2人目)	第2子 (3人目)	第3子 (4人目)
全産業	中小企業	10,038	4,657	4,246	3,969
	大企業	14,235	6,470	6,324	6,061
	規模計	11,545	5,322	5,026	4,795

(3) 役付手当

役付手当を支給している事業所の割合は、中小企業で 79.2 %、大企業で 70.3 %となっている。【第 4 表】

また、部長級の役付手当の支給額を 100 とした場合、課長級 68.0 %、係長級 39.0 %、主任級 19.6 %となっている。【第 6 表】

【第 6 表 部長級の支給額を 100 としたときの他の役付手当の割合】

(単位: %)

区分	規模	部長級	課長級	係長級	主任級
全産業	中小企業	100.0	66.5	38.2	21.5
	大企業	100.0	70.5	39.7	16.1
	規模計	100.0	68.0	39.0	19.6

(4) 通勤手当

通勤手当を支給している事業所の割合は、中小企業で 93.1 %、大企業で 97.6 %となっている。【第 4 表】

また、支給基準をみると、「最高限度額を設定し、その範囲内で支給」とする事業所が 59.8 %を占め、次いで「全額支給」 27.8 %となっている。【第 7 表】

【第 7 表 通勤手当の支給基準】

(単位: %)

区分	規模	全額支給	最高限度額を設定し、その範囲内で支給	一部支給	その他
全産業	中小企業	22.1	62.8	10.0	5.2
	大企業	40.4	53.4	1.9	4.3
	規模計	27.8	59.8	7.5	4.9

(5) 住宅手当

住宅手当を支給している事業所の割合は、中小企業で 40.8 %、大企業で 59.4 %となっている。【第 4 表】

また、支給基準をみると、「世帯主、単身者とも支給」とする事業所が最も多く 66.5 %となっている。居住形態でみると「持家、借家等居住形態に関係なく支給」とする事業所が多く 59.8 %となっている。【第 8 表】

【第 8 表 住宅手当の支給基準】

(単位: %)

区分	規模	世帯主、単身者とも支給	世帯主のみ支給	単身者のみ支給	持家、借家等居住形態に関係なく支給	一部の居住形態に対して支給
全産業	中小企業	65.4	29.4	5.2	62.7	37.3
	大企業	68.4	29.6	2.0	55.1	44.9
	規模計	66.5	29.5	4.0	59.8	40.2

(6) 精皆勤手当

精皆勤手当を支給している事業所の割合は、中小企業で 36.3 %、大企業で 13.9 %となっている。【第 4 表】

支給方法をみると、「定額」とする事業所が 79.4 %を占めており、「定率」及び「その他」とする事業所は極めて少ない。【第 9 表】

【第 9 表 精皆勤手当の平均定額支給額と支給方法】

(単位: %)

区分	規模	支給額(単位:円)	定額	定率	その他
全産業	中小企業	8,824	80.3	4.4	15.3
	大企業	5,815	73.9	8.7	17.4
	規模計	8,389	79.4	5.0	15.6

4 初任給

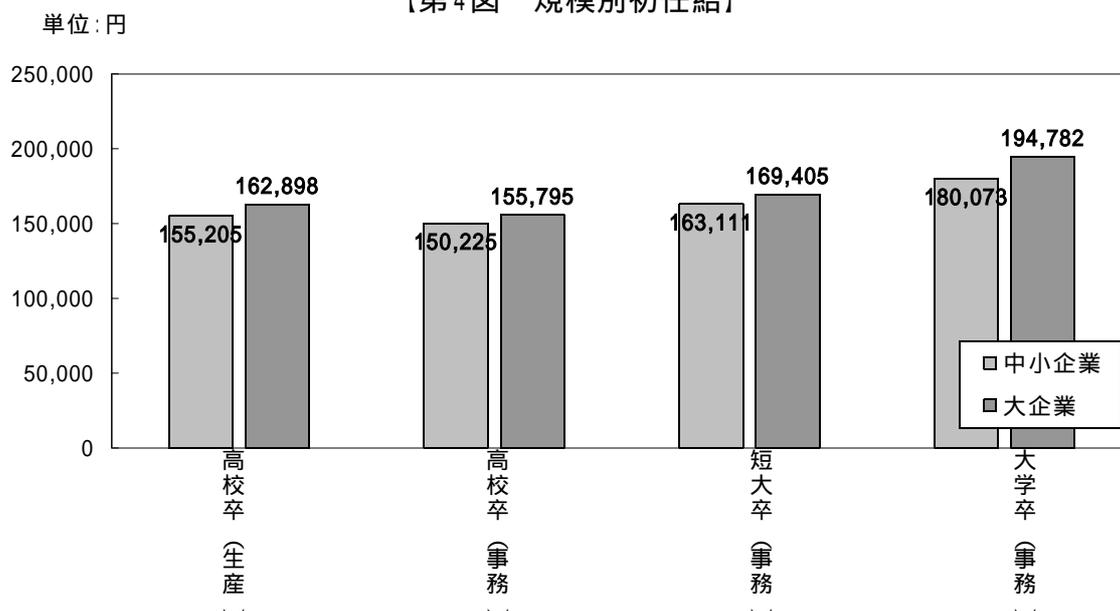
平成19年4月採用の新規学卒者の初任給は、高校卒(生産)で159,198円、高校卒(事務)で152,846円、短大卒(事務)で166,146円、大学卒(事務)で最も高く187,824円となっている。【第10表】【第 4 図】

【第 10 表 規模別初任給】

(単位:円)

区分	区分	高校卒		短大卒	大学卒
		生産労働者	事務・技術・販売労働者	事務・技術・販売労働者	事務・技術・販売労働者
全産業	中小企業	155,205	150,225	163,111	180,073
	大企業	162,898	155,795	169,405	194,782
	規模計	159,198	152,846	166,146	187,824

【第 4 図 規模別初任給】



(1) 初任給の規模別比較

規模別にみると、中小企業を100とした場合の大企業の指数の範囲は105.0～108.2となっている。【第11表】

【第11表 初任給の規模別比較(中小企業 = 100)】

区分	規模	高校卒		短大卒	大学卒
		生産労働者	事務・技術・販売労働者	事務・技術・販売労働者	事務・技術・販売労働者
全産業	中小企業	100.0	100.0	100.0	100.0
	大企業	105.0	103.7	103.9	108.2

(2) 初任給の学歴、職種別比較

学歴、職種別にみると、大学卒を100とした場合の他の学歴、職種の指数の範囲は、中小企業で83.4～90.6、大企業で80.0～87.0となっている。【第12表】

【第12表 初任給の学歴、職種別比較(大学卒 = 100)】

区分	規模	高校卒		短大卒	大学卒
		生産労働者	事務・技術・販売労働者	事務・技術・販売労働者	事務・技術・販売労働者
全産業	中小企業	86.2	83.4	90.6	100.0
	大企業	83.6	80.0	87.0	100.0

(3) 平成20年採用予定の新規学卒者の初任給

平成20年採用予定の新規学卒者の初任給は、平成19年4月採用の新規学卒者と比較すると、0.4～1.9%の伸び率となっている。【第13表】

【第13表 平成20年採用予定の新規学卒者の初任給】

上段・平成20年採用予定の初任給 (単位:円)

下段・対平成19年初任給に対する上昇率 (単位:%)

区分	規模	高校卒		短大卒	大学卒
		生産労働者	事務・技術・販売労働者	事務・技術・販売労働者	事務・技術・販売労働者
全産業	中小企業	158,143	151,762	164,526	180,268
		1.9	1.0	0.9	0.1
	大企業	162,234	154,806	168,718	193,589
		0.4	0.6	0.4	0.6
	規模計	160,216	153,117	166,464	187,017
		0.6	0.2	0.2	0.4

5 パートタイム労働者

(1) 平均賃金

平成19年7月1か月間の県内パートタイム労働者の平均賃金は107,047円となっている。規模別にみると、中小企業では88,415円、大企業では114,182円となっている。【第14表】

(2) 所定内実労働時間

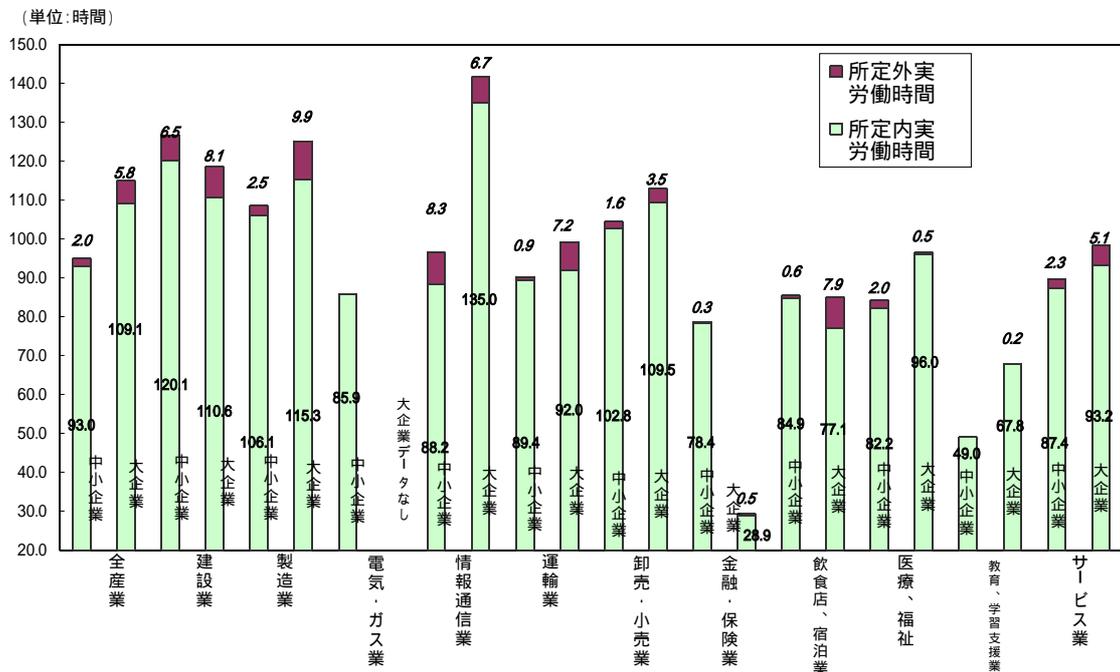
所定内実労働時間をみると104.7時間となっている。中小企業では93.0時間、大企業では109.1時間となっている。基準内賃金について、時間給でみると961.0円となっている。規模別にみると、中小企業では922.5円、大企業では974.3円となっている。【第5図】【第14表】

(3) 平均年齢、平均勤続月数

平均年齢は41.0歳、平均勤続月数は39.8か月となっている。規模別にみると、中小企業では45.1歳、49.6か月、大企業では39.5歳、36.1か月となっている。

【第14表】

【第5図 パートタイム労働者の労働時間】



【第14表 パートタイム労働者の平均賃金等】

区分	規模	勤続年数 (月)	平均年齢 (歳)	平均賃金			所定内実 労働時間 (時間)	所定外実 労働時間 (時間)
				基準内賃金 (円)	基準外賃金 (円)	総額 (円)		
全産業	中小企業	49.6	45.1	85,794	2,621	88,415	93.0	2.0
	大企業	36.1	39.5	106,293	7,889	114,182	109.1	5.8
	規模計	39.8	41.0	100,617	6,430	107,047	104.7	4.8
建設業	中小企業	30.1	52.3	131,202	8,836	140,038	120.1	6.5
	大企業	34.4	60.9	178,841	4,841	183,682	110.6	8.1
	規模計	32.8	57.6	160,548	6,186	166,733	114.3	7.6
製造業	中小企業	106.7	47.0	85,407	4,403	89,810	106.1	2.5
	大企業	42.9	41.0	96,150	11,743	107,894	115.3	9.9
	規模計	61.3	42.7	93,057	9,630	102,687	112.7	7.7
電気・ ガス業	中小企業	5.6	57.4	100,234	-	100,234	85.9	-
	大企業	-	-	-	-	-	-	-
	規模計	5.6	57.4	100,234	-	100,234	85.9	-
情報通信業	中小企業	52.3	43.6	159,420	15,021	174,442	88.2	8.3
	大企業	34.3	38.5	153,798	9,823	163,620	135.0	6.7
	規模計	34.6	38.6	153,900	9,917	163,817	134.2	6.7
運輸業	中小企業	32.6	57.8	96,142	1,696	97,838	89.4	0.9
	大企業	26.4	43.6	82,697	19,613	102,310	92.0	7.2
	規模計	26.9	44.8	83,769	18,377	102,146	91.8	6.7
卸売・ 小売業	中小企業	39.9	44.3	86,105	1,331	87,436	102.8	1.6
	大企業	37.3	34.3	87,125	4,498	91,623	109.5	3.5
	規模計	38.0	37.0	86,847	3,636	90,483	107.7	3.0
金融・ 保険業	中小企業	36.0	45.9	70,841	281	71,122	78.4	0.3
	大企業	39.9	33.6	173,074	1,697	174,771	28.9	0.5
	規模計	38.6	37.7	138,997	1,372	140,221	45.4	0.5
飲食店・ 宿泊業	中小企業	48.0	35.4	68,578	544	69,122	84.9	0.6
	大企業	20.6	29.3	65,542	2,287	67,828	77.1	7.9
	規模計	35.9	32.7	67,242	1,311	68,553	81.4	3.8
医療、福祉	中小企業	38.1	44.1	97,923	3,345	101,268	82.2	2.0
	大企業	38.8	41.2	102,320	1,126	103,446	96.0	0.5
	規模計	38.4	42.9	99,755	2,420	102,176	88.0	1.4
教育、 学習支援業	中小企業	39.3	35.3	71,579	-	71,579	49.0	-
	大企業	37.2	37.5	88,323	318	88,641	67.8	0.2
	規模計	37.5	37.2	85,987	318	86,305	65.2	0.2
サービス業	中小企業	27.6	46.7	82,160	2,432	84,592	87.4	2.3
	大企業	35.2	48.7	74,739	1,751	76,490	93.2	5.1
	規模計	31.2	47.7	78,634	2,108	80,742	90.2	3.6

6 週休制

何らかの形態の週休2日制を採用している企業は74.4% (完全週休2日制は32.0%)となっている。【第15表】

(1) 週休制の規模別比較

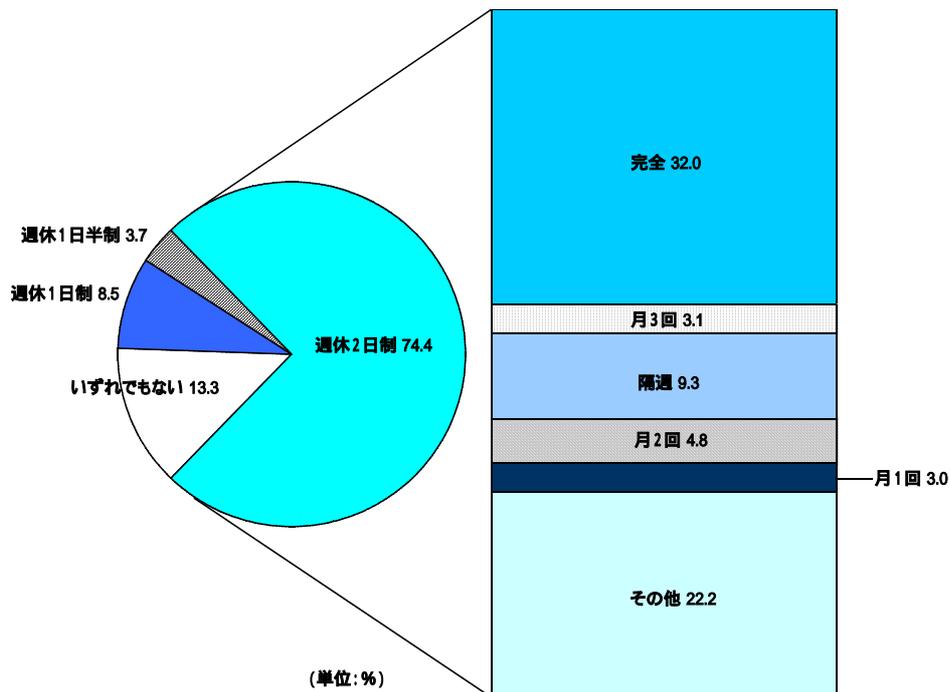
規模別にみると、何らかの形態の週休2日制を採用している企業は、中小企業では70.3% (完全週休2日制は22.7%)、大企業では84.1% (完全週休2日制は53.3%)となっている。【第15表】

【第15表 規模別週休制の形態】

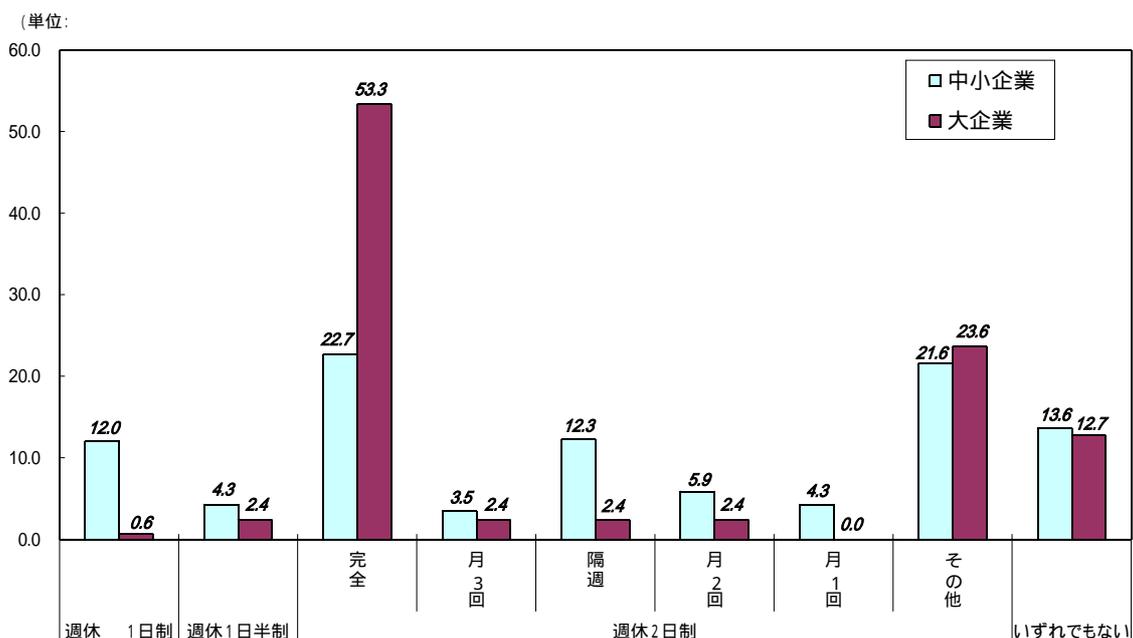
(単位: %)

	週休1日制	週休1日半制	週休2日制						いずれでもない
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他	
中小企業	12.0	4.3	22.7	3.5	12.3	5.9	4.3	21.6	13.6
大企業	0.6	2.4	53.3	2.4	2.4	2.4	0.0	23.6	12.7
規模計	8.5	3.7	32.0	3.1	9.3	4.8	3.0	22.2	13.3

【第6図 週休制の形態】



【第7図 規模別週休制の形態】



(2) 週休制の産業別比較

産業別にみると、何らかの形態の週休2日制を採用している企業の割合が最も高いのは「電気・ガス業」100.0% (完全週休2日制は66.7%)、「情報通信業」100.0% (完全週休2日制は76.5%)、次いで「金融・保険業」88.2% (完全週休2日制は88.2%)、以下「製造業」85.7%、「卸売・小売業」81.1%、「サービス業」79.5%、「建設業」78.0%、「教育、学習支援業」60.0%、「医療、福祉」59.0%、「運輸業」47.3%、「飲食店、宿泊業」36.4%の順となっている。【第16表】

【第16表 産業別週休制の形態】

(単位: %)

	週休1日制	週休1日半制	小計	週休2日制						いずれでもない
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他	
全産業	8.5	3.7	74.4	32.0	3.1	9.3	4.8	3.0	22.2	13.3
建設業	10.0	2.0	78.0	26.0	4.0	20.0	8.0	4.0	16.0	10.0
製造業	5.0	1.4	85.7	32.9	2.1	4.3	4.3	3.6	38.6	7.9
電気・ガス業	0.0	0.0	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
情報通信業	0.0	0.0	100.0	76.5	5.9	0.0	0.0	0.0	17.6	0.0
運輸業	14.5	1.8	47.3	16.4	0.0	7.3	5.5	3.6	14.5	36.4
卸売・小売業	5.4	2.7	81.1	25.7	8.1	9.5	10.8	6.8	20.3	10.8
金融・保険業	11.8	0.0	88.2	88.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飲食店、宿泊業	40.9	0.0	36.4	13.6	4.5	4.5	0.0	0.0	13.6	22.7
医療、福祉	6.6	16.4	59.0	16.4	1.6	8.2	3.3	1.6	27.9	18.0
教育、学習支援業	6.7	13.3	60.0	20.0	6.7	6.7	0.0	0.0	26.7	20.0
サービス業	7.2	2.4	79.5	45.8	2.4	19.3	3.6	1.2	7.2	10.8